



Firm News Vol. 142 Oct 2023

- 【法改正】地域別最低賃金額の改定について
- 【お知らせ】「年収の壁・支援強化パッケージ」について



➤ 【法改正】地域別最低賃金額の改定について

2023（令和5）年10月1日以降、地域別最低賃金が順次改定されます。

約30の都道府県におきましては、10月1日から新しい地域別最低賃金が適用となり、一方、山形県と佐賀県が最も遅く10月14日から適用となります。既に多くのメディアでも取り上げられておりますが、今回の地域別最低賃金の改定により、全国加重平均は1,002円となりました。全国加重平均の上昇額は41円（昨年度は31円）となり、1978（昭和53）年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると4.3%（昨年度は3.3%）となります。

以下、各都道府県の最低賃金額は、下記の通りとなります。

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
北海道	960	令和5年10月1日
青森	898	令和5年10月7日
岩手	893	令和5年10月4日
宮城	923	令和5年10月1日
秋田	897	令和5年10月1日
山形	900	令和5年10月14日
福島	900	令和5年10月1日
茨城	953	令和5年10月1日
栃木	954	令和5年10月1日
群馬	935	令和5年10月5日
埼玉	1028	令和5年10月1日
千葉	1026	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
東京	1,113	令和5年10月1日
神奈川	1,112	令和5年10月1日
新潟	931	令和5年10月1日
富山	948	令和5年10月1日
石川	933	令和5年10月8日
福井	931	令和5年10月1日
山梨	938	令和5年10月1日
長野	948	令和5年10月1日
岐阜	950	令和5年10月1日
静岡	984	令和5年10月1日
愛知	1,027	令和5年10月1日
三重	973	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
滋賀	967	令和5年10月1日
京都	1,008	令和5年10月6日
大阪	1,064	令和5年10月1日
兵庫	1,001	令和5年10月1日
奈良	936	令和5年10月1日
和歌山	929	令和5年10月1日
鳥取	900	令和5年10月5日
島根	904	令和5年10月6日
岡山	932	令和5年10月1日
広島	970	令和5年10月1日
山口	928	令和5年10月1日
徳島	896	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
香川	918	令和5年10月1日
愛媛	897	令和5年10月6日
高知	897	令和5年10月8日
福岡	941	令和5年10月6日
佐賀	900	令和5年10月14日
長崎	898	令和5年10月13日
熊本	898	令和5年10月8日
大分	899	令和5年10月6日
宮崎	897	令和5年10月6日
鹿児島	897	令和5年10月6日
沖縄	896	令和5年10月8日

➤ 最低賃金額の確認

最低賃金を上回っているか否かは、下記の方法で確認出来ますので、是非、改訂のタイミングで確認を行ってください。

1. 時間給の場合 : 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
2. 日給の場合 : 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）
3. 月給の場合 : 月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）



▶【お知らせ】「年収の壁・支援強化パッケージ」について

2023（令和5）年9月27日、厚生労働省は「年収の壁・支援強化パッケージ」を公表致しました。

これは、フルタイム労働者だけではなく、短時間労働者にも賃上げの流れを波及させていくためには、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要であることと共に、2040 年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題となり、既に、企業の人手不足感、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、人手不足への対応が急務となっていることを考慮し、策定された施策となっております（※）。

そこで今回は、「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要について、ご紹介させていただきます。

（※）出所：厚生労働省「いわゆる「年収の壁」への当面の対応について」

▶「年収の壁」とは

「年収の壁」という言葉は、度々、耳にすることがありますが、まず初めに、その「壁」がどのようなものであるのか、見てみたいと思います。

ここでは、「103万の壁」、「106万の壁」、そして「130万の壁」の3つの壁について、簡単に説明させていただきます。

1. 103万の壁

「103万の壁」は、源泉所得税に関係する壁となります。度々、「アルバイトの給与は103万以内にしないとされている」というような話を耳にしますが、その会話も、実は、この「103万の壁」を意識したものとなっております。

年収103万の壁を突破した場合（ただし、収入が給与のみの場合を想定）、本人は源泉所得税を支払うこととなるとともに、税法上の被扶養者としても103万円の壁を超えた場合には、税法上の扶養とは認められず、配偶者控除や扶養控除を受けることが出来なくなりますので、当然、所得税額が増え、本人の手取額が減少することとなります。

2. 106万の壁

「106万の壁」は、社会保険（健康保険/厚生年金）の加入に関する壁となります。

100人を超える企業で働いており、週の労働時間が20時間以上の場合であって、月の給与が8.8万以上の場合、社会保険に加入しなければなりません。この「8.8万/月×12か月＝105.6万」となり、これが106万の壁と言われる理由となっています。当然、社会保険に加入すれば、社会保険料を支払うこととなりますので、本人の手取額は減少することとなります。

3. 130万の壁

「130万の壁」は、被扶養者の社会保険（健康保険/厚生年金）の喪失原因となります。現状は被扶養者として保険料の負担なく配偶者や親の扶養になっていた場合であっても、130万円を超えた場合には、扶養から外れ、自ら保険料を負担し、社会保険に加入しなければなりません。

当然、自ら社会保険に加入し、保険料を負担必要が生じますので、本人の手取額は減少することとなります。



➤ 「年収の壁・支援パッケージ」の概要

今回、厚生労働省が公表しました「年収の壁・支援パッケージ」は、3つの壁のうち「106万の壁」と「130万の壁」の2つの壁に関連するものとなります。そこで以下では、厚生労働省が公表致しました「年収の壁・支援パッケージ」の概要について、「「年収の壁」への当面の対応策」から、その内容をご紹介します。（出所：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_2023_00002.html）

年収の壁等	対応
106万の壁	①キャリアアップ助成金 キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。 ②社会保険適用促進手当 事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。
130万の壁	①事業主の証明による被扶養者認定の円滑化 被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。
配偶者手当	①企業の配偶者手当の見直しの促進 特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、 (1)見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、 (2)中小企業団体等を通じて周知する。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>